

令和2年8月7日

保護者様

小野市教育委員会

### 学校関係者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

各ご家庭において、お子様が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、新型コロナウイルス感染症感染予防に努めていただいたおかげで、1学期を無事終えられますことに厚く御礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、各学校園と連携し、県加東健康福祉事務所や学校医の助言・指示を受けながら、下記を基本に対応してまいります。つきましては、夏季休業中も含めまして、引き続き、感染防止に対するご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

各学校園におきましては、日々の消毒作業をはじめ、感染症予防対策を講じ、子供たちや教職員の新型コロナウイルス感染症の感染リスクをできる限り低減することに努めているところですが、教育活動を実施するに当たっては、感染リスクはゼロにはならないことを前提として、今後も持続的な対策が必要になります。したがって、「誰もが新型コロナウイルス感染症の当事者になり得る」という意識の下で、感染者や濃厚接触者等に対する差別や偏見が生じないように、十分な配慮をお願いいたします。

### 記

- 1 お子様に感染又は感染の疑いが生じた場合は、すみやかに各学校園に連絡し、情報提供をお願いします。
- 2 感染した児童生徒等（学校関係者）に対する十分な配慮をお願いします。

「新しい生活様式」に基づいて、各ご家庭でもより一層の感染予防対策に努めていただくとともに、感染者情報等に過剰に反応することなく、「誰もが新型コロナウイルス感染症の当事者になり得る」という意識の下、個人情報保護にも細心の注意を払っていただき、決して感染者や濃厚接触者等に対する差別や偏見が生じないよう、くれぐれも冷静で賢明な対処をお願いいたします。

(裏面へつづく)

3 学校園関係者（児童生徒・園児、教職員等）が検査対象又は感染が確認された場合の  
手順について

(1) 学校園関係者が検査対象となった場合

- ① 当該児童生徒・園児は出席停止扱いとなります。教職員は自宅待機となります。
- ② 当該児童生徒・園児が使用した箇所を重点的に、校内の消毒を行います。

(2) 学校園関係者の感染が確認された場合

① 臨時休業等の必要がないとされた場合（県加東健康福祉事務所から校内の濃厚接触者の指定がない場合）

ア 当該児童生徒・園児は出席停止扱いとなります。教職員は自宅等に待機となります。

イ 校内における濃厚接触者が0名でも、県加東健康福祉事務所の指示の下、教室、学年フロア、手洗い場、トイレ等、当該児童生徒等が活動した範囲を特定して、消毒を行います。

ウ 個人情報保護の観点から感染に関する情報は公表しません。

エ 各学校園より保護者様あてに、感染者確認告知を文書にて行います。（感染の確認が児童生徒等の下校時以降になる等の理由で、保護者様あてに文書にて臨時休業等の連絡ができない場合は、緊急連絡メール等で連絡をする場合があります。）

② 臨時休業等を行う必要があるとされた場合

ア 校内における濃厚接触者があり、県加東健康福祉事務所から臨時休業（学級、学年、学校全体）することを助言された場合は、校内の消毒を行うとともに、濃厚接触者の陰性が確認されるまでの期間（2～3日間）臨時休業等を行うこととなりますので、保護者様あてに文書にて連絡します。

イ 濃厚接触者の中から陽性者が出た場合は、県加東健康福祉事務所の助言に基づき、臨時休業等の延長を行うこととなりますので、改めて保護者様あてに文書にて連絡します。

ウ 臨時休業等を行う学校名及び対象学年・学級・人数の公表は、教育委員会が行います。